

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第28条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成18年6月19日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ノート型パソコン 予定数量 100台

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおりに

(3) 契約期間

平成18年8月10日から平成18年11月30日まで

(4) 納入場所

仕様書のとおりに

(5) 最初の契約に係る入札公告日

平成18年1月20日

2 入札参加資格に関する事項

京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは京都市契約事務規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で平成17年12月7日付け京都市告示第426号に定める資格を有する者であると認められた者のいずれかであって、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限から落札決定の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていない者

3 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法並びに同説明書等
に対する質問期限及び回答期限

(1) 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

公告の日から、次の場所において無償で交付する。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所本庁舎1階

京都市理財局財務部調度課

電話 075-222-3315

(2) 入札説明書に対する質問期限及び回答期限

ア 入札説明書等に対して質問しようとする者は、市長に対し、質問事項、住所、
商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名、
届出済みの受任者（以下、「受任者」という。）がある場合には、受任者に係
る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面を、平成18年7月3日午後5
時までに、持参により京都市理財局財務部調度課まで、提出しなければならない
い。

なお、質問期限締切後、入札書等に対する質問は一切受け付けない。

イ 市長は、アにより質問を受けたときは、平成18年7月13日までに、質問に対
する回答書を、京都市理財局財務部調度課において閲覧に供する。

4 競争入札参加資格確認の手続

(1) 提出書類

入札に参加しようとする者は一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、審査
を受けなければならない。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限及び提出場所

平成18年7月3日午後5時まで。

3 (1)の場所へ提出すること。

なお、郵送する場合は書留郵便とすること。

(3) 競争入札参加資格確認通知

書類の受領後、競争入札参加資格の確認を行い、その結果は平成18年7月13日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 競争入札参加資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、競争入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、書面は平成18年7月20日までに、3 (1)の場所へ提出しなければならない。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、平成18年7月27日までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(5) 競争入札参加資格確認の取消し

市長は、競争入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、4 (3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

ア 競争入札参加資格があると認めた者が、入札日時までに、京都市契約事務規則第2条の規定により定めた入札参加者の資格を喪失したとき。

イ アに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

ウ その他市長が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

5 入札執行の日時及び場所

平成18年7月31日 午後2時

京都市理財局財務部調度課入札室

なお、入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、平成18年7月28日午後5時までに

3(1)の場所に必着させること。

6 入札方法

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の105分の100に相当する金額に予定台数を乗じたもの（以下、「総価」という。）を、入札書に記載すること。

(2) 落札決定は、総価の比較によって行う。

(3) 入札書には1台当たりの単価を内訳として記入すること。

1台当たりの単価に1円未満の端数があるときは、その端数は小数点以下第二位までとすること。

(4) 契約の締結は、上記(3)の単価による単価契約により行う。契約金額は、上記(3)の単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）とする。

7 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札の無効

京都市契約事務規則第6条の2各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、一般競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

9 その他

(1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 詳細は、入札説明書による。
- (6) 本公告に関する問い合わせ先 3(1)の交付場所に同じ。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
Notebook Personal Computers office work 100
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00p.m. 3 July, 2006
- (3) Time-limit of tenders:
2:00p.m. 31 July , 2006
- (4) Contact point for the notice: Supplies Section, Finance Division, Finance Bureau, City of Kyoto
Teramachi-Oike, Nakagyo-ku, Kyoto 604-8571, Japan
Phone 075-222-3315

(理財局財務部調度課)